

災害時における生活物資の供給協力に関する協定

小千谷市（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

- (1)日用品等の生活必需品
- (2)災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）

第4条 第2条に規定する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

2. 乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）

第6条 生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2. 甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

2. 前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2. 甲は、前項に規定する請求を受領したときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定解除の申し出がない限り、その効力を有するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和5年4月19日

甲 新潟県小千谷市城内 2-7-5
小千谷市

市 長 宮 崎 悅 男

乙 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
株式会社カインズ

代表取締役社長 高 家 正 行